

第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態

第1 インドの法体系

1 コモンロー

インドは、歴史的に、コモンローをベースとした法制度を採用している。

コモンローとは、第1章で触れたインド最高裁判官による講義での言葉によれば、「シビルローではなく、イギリスで発達した法体系で、裁判官、法廷、準司法機関など、司法の判断をルールとするもの」である。

換言すれば、司法権が正義を実現した判断である「判例」を、第一の法源とする法体系である。

2 制定法体系

(1) 概説

コモンローの法体系においても、判例法がその集積により錯綜したり矛盾が生じたりすることから、これを法典にまとめる動きが生じるのは一般的なことであり、インドにおいても、各法律に年号が付されていることからわかるように、1800年代から数多くの成文法が制定されてきている。

また、第1章でも触れたように、現在のインドは憲法において三権分立制度のもと、立法府によってあらゆる事項に法律が制定されることが予定されており、また実際にも、日本と同様のレベルで制定法が存在しているといえる。

例えば、日本でいういわゆる「六法」とインドの制定法の対応関係は以下のとおりである。

- ・ 憲法 → 存在する。(THE CONSTITUTION OF INDIA)
- ・ 民法 → 成文法の「民法典」は存在しないが、契約法、物に関する様々な成文法は存在する。
- ・ 刑法 → 存在する。(Indian Penal Code, 1860)
- ・ 商法 → 存在する。(The Company Act, 2013 など)
- ・ 民事訴訟法 → 存在する。(Civil Procedure Code, 1853)
- ・ 刑事訴訟法 → 存在する。(Code of Criminal Procedure, 1973)

このように、民法（民法典）を除き、インドでも六法に対応する法律は制定されている。商法については、厳密には形式的意味における「商法典」は存在しないが、商法の中心をなす会社法が2013年に大規模に改正されたことをはじめとして、実質的には、時代の要請に即したビジネス関連のレギュレーションが多数存在する（この点は後述する）。

一方、インドがコモンローをベースとしていることのわかり易い帰結として、日本の民法のように、私人間の法律関係について体系的にまとめた制定法である民法典は存在しない。例えば、不法行為責任については、日本の民法のように不

法行為という概念と要件を規定する法律は存在しないが、かかる責任について判例上は確立した要件が存在しており、実際に責任追求をするにあたっては、過失責任という点を共通にしつつ、事案に即し、過去の例から要件事実を選択して主張していくようである。

(2) 私人間を規律する制定法

- ① ただ、民法典は存在しないといっても、私人間の法律関係を規律する法律が全く制定されていないというわけではない。

報告者がインド滞在を始めた際、インド弁護士から、インドの法律について最初に学ぶべきとして勧められたのは、1872年インド契約法 (Indian Contract Act, 1872) であった。

同法は、申込、承諾など、契約の成立に関わる基本的事項を明文で定めたもので、契約成立要件として本当に「基本的」な定めも多く、同法を学ぶというのは各条文の解釈に関わる裁判例を知るという意味合いが強いものと思われたが、ただ、例えば、人が商売・ビジネス等を行うことを禁じる合意を無効とする27条、契約違反による損害賠償の範囲を定めた73条など、インドにおける契約実務において重要と思われる条項も、勿論含まれているものであり、インドで契約締結をしようとするに際しては認識しておかなければならない法律といえる。

また、物権に関しても、1882年財産移転法 (Transfer of Property Act, 1882) をはじめ、多数の法律が制定されている。

- ② 更に、契約に基づく損害賠償という点について述べると、前記の契約法では物の売買に関する条項は削除されているが、これは1930年物品販売法 (The Sale of Goods Act, 1930) が別途制定されたことによるもので、物品の売買については同法が契約法に優先して適用されると定められている (物品販売法3条)。そして、同法には、物品の売買において通常の状態・契約の目的に沿った物を提供すべき売主の責任について規定されており (15条及び16条)、買主は当事者間の合意がなくとも、かかる条項に基づき損害賠償請求ができることとされている。

- ③ 加えて、社会政策的な観点からの法律も存在する。1986年消費者保護法 (The Consumer Protection Act, 1986) によれば、同法が規定する消費者・取引業者間の物品の取引に瑕疵があった場合には、買主は同法を根拠としても損害賠償請求をすることができる。

なお、同法が適用される対象である「消費者 (Consumer)」とは、日本語のその意味どおりにイメージして構わないかと思われるが、

- ・ 商業目的 (commercial purpose) での物やサービスの購入者は含まない、
- ・ 但し商業目的の場合でも、自営で生計を立てるために自分だけが使う目的で購入した者は消費者に該当する、

と定義されている (2条(1)(d))。

- ④ 以上のように、要するにインドに民法典はないものの、一般的な民法典の一部を構成する制定法 (例えば契約法) は存在するし、且つ、専門化・政策的要請の見地からも、私人間の法律関係を規律する制定法も多数定められているのが実態なのである。

※【別紙ブログ記事 11から13「インドでの債権譲渡」「インドにおける保証人の地位」「インドにおける「時効」の考え方」もご参照下さい】

- ⑤ なお、1872年インド契約法（Indian Contract Act, 1872）について、補足説明を加えると以下のとおりである。インドでの取引で日本企業がその目的を実現するためには、意図する合意内容がインドで成り立ち得るのか、契約としての有効要件を知っておかなければならない、というわけである。（その国の実情に即した適切な紛争解決条項を設けることも含めて。）

I 競業禁止の合意について

インド契約法10条は以下のように定める（①乃至⑤の番号は報告者の挿入である）。

All agreements are contracts if they are made by the ①free consent of parties ②competent to contract, ③for a lawful consideration and ④with a lawful object, and are ⑤not hereby expressly declared to be void.

すなわち、①自由意思に基づく合意で（※意思を支配されていないなど）、②契約締結する能力があり（※法律上の成年であるなど）、③合法的約因があり（※これは日本法にはない要件だが通常は無視しても差し支えないと思われる）、④合法的目的を有し（※公序良俗に反しないなど）、⑤そして、この法律で明示的に無効とされていない、そのような合意であって初めて、有効な契約になる、と規定している。

そして、それ以下の条文で、①から⑤までの定義やバリエーションが、詳細に規定されている、というのが条文の構造である。

そして、上記の④及び⑤に関する規定として、「競業制限の合意は無効（Agreement in restraint of trade, void.）」という条文がある（27条）。標題にある trade は、本文では「profession, trade or business」と敷衍されており、取引というよりは広い意味での commercial activity（商業活動）を意味すると思われる。

すなわち、営業の自由がインド憲法上保障されていることに由来し、取引制限は公の秩序（public policy）に反するから、そのような契約は合法的目的のものとは言えず、④の観点から、明示的に違法、と規定されているのである。

例外（Exception）として、営業権を譲渡した者が譲受人に対して特定地域での競業禁止を合意したものについては有効であることが明文で規定されているが、ただこれについても、地理的制限には合理性が認められる必要がある等判示した裁判例があり、有効要件は厳しいものと認められる。

そして、ここに言う取引制限には、従業員に競業禁止義務を課すことも含まれる。特に退職後の競業禁止義務の有効性については、訴訟で争われると、日本においては会社と従業員双方の利益不利益等を総合考慮して合理性があるかで判断されるのに比し、端的に「無効」とされることが多いように見受けられる。

このように、企業間（代理店契約等で）、企業と従業員間ともに、競業禁止義務は（特に契約期間終了後のものは）、インドでは日本でのそれよりも、より効力を認められ難い（法律自体に禁止条項がある）と考えられるのである。

II 保証人について

インド契約法は保証契約についても定めている。

ここで、理解の促進のため、まず2020年4月に施行予定の日本の民法（債権法改正）に係る、保証契約の改正点は以下のとおりである。

- i 連帯保証における絶対効の制限（連帯保証人について債務免除や消滅時効の完成といった事情があっても、主債務者には影響がないこととなった）
- ii 個人の「根保証」全般における有効要件の加重（債務者が一定の取引から負担する将来の不特定の債務を保証するに際しては、極度額を定めておくことも必要となった）
- iii 一定類型の個人保証において、契約締結前に「保証意思宣明公正証書」を作成することを義務付け（事業用貸付金の保証などについて、保証契約締結日の1か月以内に。想定外の責任を負わせないように）
- iv 保証人に対する、主債務者・債権者による情報提供義務の新設（保証契約締結時の情報提供に問題があれば保証人は契約を取り消し得る）

これに対し、インド契約法では保証はどのように定められているかという点、例えば上記のiii及びivのような、「保証人保護」に手厚い規定はない。

そもそも条文上は、保証契約は書面でも口頭(oral)でも有効とも明文で規定されている（126条）。日本では保証契約は書面でなければ無効である。

ただ、上記iiに関連して説明すると、インド契約法においても「continuing guarantee」という、根保証類似の保証形態がある。一連の取引に係る債務の保証を意味する概念である。日本における極度額と同様に金額の上限を定めることも、「米を100俵」のように取引対象の数量で責任を画することもできるようである。

そして、この類型の保証については、保証人は将来の取引に係る責任については、債権者に通知することでいつでも撤回(revoke)できる、という規定が存在する（130条）。日本では根保証の元本（保証人の責任額）が確定する事由について種々規定はあるが、保証人の一方的意思表示で事後的に責任を制限できる旨の規定は存在しない。この点では、インドの方が保証人の地位への配慮に厚いとも言えそうである。但し、条文上は、通知をすれば直ちに責任を撤回できるとされているが、これを契約（保証契約）で、通知してから撤回の効力が生じるまでには一定期間を必要とする、と合意しても有効とする裁判例もあるようである。

最後に、上記iと関連するトピックとしては、インド契約法では保証人の責任は主債務者のそれと「co-extensive」と規定されている（128条）。同一の広がりということで、債務の内容はもちろん、債権者としては主債務者と保証人のどちらに請求してもいい（保証人だけに対して訴訟を提起しても問題ない）ということの意味する。このように、インドの保証人は、基本

的に日本で言うところの「連帯保証人」と同様、ということになっている。但し、この「co-extensive」についても、契約で別の定めをすることは可能、つまり保証人の責任を主債務者のそれより制限することはできる、と理解されている。

(3) 民事訴訟法 (Civil Procedure Code, 1853) について

Civil Procedure Code, 1853 (以下「CPC」) は、構成としては150条程度の条文から成る法律であるが、Schedule (別表) として定められている Rule が膨大であり、訴訟や強制執行の手続の細則は、むしろ Rule に規定されている。そして、その名称こそ通常「民事訴訟法」と訳されるものだが、内容的には、日本法でいうところの「民事保全法」「民事執行法」も含めた内容を網羅しているものである。

このCPCについて、トピック的にその内容をいくつか紹介すると、まず、強制執行の方式 (Mode of Execution) として差押え (Attachment) ができる (60条~)。差し押さえられた物が強制的に売却・換価されることも日本の場合と同様である (別表の ORDER XX I 「EXECUTION OF DECREES AND ORDERS」の「attachment and sale of the property (41条以下)」)。

他方、強制執行に関する日本にない制度として、逮捕及び身柄拘束 (Arrest and Detention) という方法が存在する (50条~)。任意の支払をするまで一定期間、拘置所 (civil prison) で拘束されるというものである。報告者も新聞報道等によりこれが現在でも実際に執行されていることを確認している。なお、女性にはこの制度は適用できない等の細かなルールも定められている。

また、保全の関係では、強制執行としての逮捕や差押えを、判決前に執行するよう求めることも可能である。文字どおり、「ARREST AND ATTACHMENT BEFORE JUDGMENT」として規定されている (ORDER XXXV III)。更には、相手方が訴訟の対象物やその資産を処分することを禁止する命令を裁判所に発令してもらうこともできる。日本では民事保全法上の仮処分に対応する制度で、Temporary injunction である (ORDER XXX IX)。なお、日本の制度と違うのは、仮処分命令の違反があった場合は有罪とされ、身柄拘束され得る (3月以内) ということである。

報告者がインド弁護士から確認できた範囲では、実務上、裁判前の保全としては、特定の物を仮差押えするというよりは、裁判所に資産の処分禁止を命じてもらう方が手っ取り早いものとして、多く活用されているようにも見受けられた。

(4) ビジネス関連法制

そして、(2) で述べたのと同様に、いわゆるビジネス法と言われる法律も、インドにおいても日本のそれと同程度に整備されている。

それぞれの法律は、当該法律を所管するインド政府の各省庁のホームページで確認することができる。

例えば、企業省では会社法や競争法が、商工省の産業政策促進局では同局の所管とされている知的財産法が、労働雇用省では労働関係制定法 (連邦法) が、それぞれ確認できる。

各法の概要についてはそれぞれ後述する。

★会社法、競争法 (Ministry of Corporate Affairs)

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companiesact2013.html>

★知的財産法 (Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP))
http://dipp.nic.in/English/Schemes/intellectual_property_rights.aspx

★労働法 (Ministry of Labour & Employment)
<http://labour.gov.in/industrial-relations>

3 最高裁判所による規制類似機能 (司法積極主義)

(1) 公益訴訟における裁判所によるルール策定

① インドでも、基本的人権の保障を定める憲法が制定されており、憲法に適合しない法規範は無効である (インド憲法 13 条)。違憲立法審査権に関する特別の規定はないが、この 13 条に基づき裁判所は違憲審査権を有すると解されている。

② ところが、これは日本国憲法にはない規定なのであるが、インド憲法は基本的人権を定めるパートにおいて、「憲法上の救済の権利」として、憲法上の権利の実現を最高裁判所に直接働きかける権利を保障している (インド憲法 32 条(1)、(2))。

この規定を根拠に、インドでは、最高裁判所が基本的人権の実現のために積極的な役割を果たしてきたという歴史がある。詳細は省くが、例えば刑務所の囚人から「行き過ぎた過酷な処遇を受けている」という「手紙」を最高裁が受け取れば、最高裁はこれを憲法 32 条に基づく救済の申立てと認め、救済措置を講じるべきかを審理する手続を開始することにもなる。

このような最高裁判所の手続は、公益訴訟 (Public Interest Litigation) と呼ばれるようであり、その手続も、結論としての最高裁の「救済」も、憲法 32 条のみを根拠とする中で、最高裁の裁量のもとで事例が蓄積されてきた。

その結果、例えば、第 1 章で触れた「廃貨」が実施されたことに対して、もしこれが日本であれば、根拠法自体の違憲性を直接的に争うことは困難であり (付随的違憲審査制)、廃貨により被った具体的な損害の賠償を求めるといった体裁の訴訟を提起することにならざるを得ないものと思われるが、インドでは実際、「国民の財産権を侵害する政策であり無効」という、法律 (インド準備銀行法) の規定自体の違憲性を問題とする公益訴訟が各地で一斉に提起され、そしてこれらに対しても最高裁は訴えを受け付け、審理が開始されたのである。

このように、インドでは実質的に、抽象的違憲立法審査の申立てが認められる状況にあるのである。

③ そして、そのように開始された手続の結果としての最高裁判所の「救済」も、法律を違憲無効と判断するものから、それだけにとどまらず、立法の不備を補うべく、救済のための具体的なルールを具体的に創造することまで行われてきた。

例えば、女性へのセクシャルハラスメントを防止する具体的制度が制定されていなかったことに関する州の責任が追及された公益訴訟において、最高裁は、職場における女性へのセクシャルハラスメントを防止するために雇用者が講じるべき様々な義務を、詳細な具体的ルールとして、自ら策定した。

このルールは、最高裁により発令された時からインド国内において全ての雇用者が遵守すべき義務となり、のちの2014年に当該裁判をベースにしたセクハラ防止の法律が立法府で制定されるまで、国民の権利義務を規律する（女性の権利を保護する）規範として有効に存在していたのである。

（なお、インドにおける現行のいわゆるセクハラ防止法の具体的内容（雇用者の法的義務）については、本報告書の末尾に、別紙1としてまとめているので、同資料を参照されたい。）

- ④ 本報告書の関係で言いたいことは、インドにおいては、いわゆる司法積極主義のもと、法律等の有効性が比較的容易に争われることがあり、且つ、裁判所が創造的に振る舞うことも認められていることから、日本に比べ、最高裁判所の判断を規制類似のものとして意識する必要が高いと考えられることである。

※ インド憲法第32条

この編の規定する権利を実現するため、適正な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される。

- 2 この編が規定する権利を保障するため、最高裁判所は、適切な指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状もしくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状を発する権限を有する。

(2) 公益訴訟による規制の例

① ディーゼル車の販売禁止

最高裁判所は、2015年12月16日、「デリー首都圏で排気量2000cc超のディーゼル車を新規登録することを2016年3月31日まで禁止する」旨の命令を下した。合わせて、2005年以前に登録されたトラックがデリーに入ることなども禁止した。

このような命令は、デリーで悪化する大気汚染にディーゼル車が影響を与えていると認め、「人々の生命が危機に瀕している」として発令されたものである。

しかし、他方で、このような「規制」が予測可能性に乏しい経緯で（いち訴訟によって）作られ、且つ直ちに効力を生じたことは、経済活動への影響、本件で言えば自動車メーカーへの影響は大きく、端的に業績悪化にも繋がったと報じられている。下記記事にはトヨタ自動車の現地関連会社副社長による「禁止された自動車を多数保有している企業へのインパクトは直接的であり、命令は見直される必要がある」とのコメントが掲載されている。

★「carandbike」記事 2015年12月16日

<http://auto.ndtv.com/news/supreme-court-bans-registration-of-diesel-cars-over-2000cc-mahindra-and-mercedes-among-those-affected-1255264>

② 映画館の国歌演奏及び観客の起立の義務化

最高裁判所は、2016年11月30日、「インドの全ての映画館は本編の上映前に国歌を演奏しなければならない、且つ、観客は国歌に敬意を表すために起立しなければならない」と判示した。

インド憲法には、国旗や国歌に敬意を表することを国民の義務とする条文があり（51条）、これを根拠とする判示のようである。かかる判断には賛否両論が

識者から示されていたが、早速、12月半ばには、起立しなかった観客が公務員による命令への不服従の罪で逮捕されるという事件も起こっている。

★新聞記事 2016年12月15日（産経ニュース）

<http://www.sankei.com/world/news/161215/wor1612150056-n1.html>

なお、報告者も2018年3月までのインド滞在中、映画館には5回行ったが、その限りでは毎回、国歌演奏の上映はなされ、且つ観客は全員自主的に起立していた。

③ 国道等から500m以内での酒の販売禁止

最高裁判所は、2016年12月15日、国道・州道から500メートル以内での酒の販売を禁止する判決を下した。

これは、一人の交通事故被害者の方からの規制を求める訴えを高等裁判所が取り上げ、最終的には最高裁も規制を是とし、必要な措置を講じたもの（該当エリアの業者のライセンスを無効とする）である。

ただ、同判決では、3ヶ月程度の猶予期間を設けて2017年4月1日から禁止の効力が生じることとされてはいたのであるが、この「販売」とは酒屋のような販売形態だけを意味するのか、バーやレストランでの酒の提供も含むのかが不明確であったところ（原文は「No shop for the sale of liquor」）、最高裁は何故か、4月1日の前日になって初めて、後者も当然に含むとの説明を公にしたため、飲食店では急な対応を余儀なくされ、ビジネスへのダメージも大きかったと報道されている。

しかし、その後、酒販売業者が最高裁に判決の変更を求めて、これが認められたり、また税収減への影響を懸念する州自身が州道指定を変えて規制対象範囲を狭めるなど、ビジネス寄りの揺れ戻しも短期間のうちに生じていた。

人口が約13億人いる中で、たった1人からの問題提起を、人権救済を使命とする司法機関の頂点たる最高裁が積極的にこれを取り上げ、憲法上の価値、特に生存に重きを置いた判断をまず下して救済を優先する、他方で、不都合を指摘され、それに理由があれば修正することを厭わない。本件は、このような、日本との比較におけるインドの司法権の特徴が、網羅的にみて取れるケースであると考えられた。

※【別紙ブログ記事14及び15「最高裁による「国道等から500m以内での酒の販売禁止」とは何だったのか？～経緯・現状・問題点、そして、ここがすごい～」「正義のためには法律は無視できる（本当に）：経済界にとって頼もし過ぎるインド最高裁判決が出ました。」もご参照下さい】

第2 2016年破産倒産法（2018年以降の改正）

1 はじめに

第1章で触れたとおり、2016年破産倒産法（以下「インド破産法」という）の成立は、インド政府自身が近時の大きな変革の一つに掲げる、新たな法制度である。

そこで、インドにおける法令の施行状況の確認方法を含めて、本報告書の冒頭で、若干詳細に取り上げておく。

2 インターネットによる情報の確認

（1）公的機関のホームページ

① 企業省（MCA）

本法については、会社法、競争法などと同様に、企業に関する法規制として、インド政府の企業省（Ministry of Corporate Affairs: MCA）がそのホームページで情報を取り纏めており、法律自体は勿論、関係する規則や規制等は全てそこで確認できる。

具体的には、同省のホームページのHOME画面から「ACTS & RULES」に入ると、「Insolvency and Bankruptcy Code, 2016」の項目がある。

★Insolvency and Bankruptcy Code, 2016

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/insolvency+and+bankruptcy+code.html>

② インド破産倒産委員会

また、本法188条に基づき、2016年10月1日、手続に関する規制の策定や管財人の登録など、破産倒産手続を主管する団体として、インド破産倒産委員会（Insolvency and Bankruptcy Board in India:IBBI）が設立された。

同委員会のホームページでも、「LEGAL FRAMEWORK」の項目で、関係する全ての規則や規制等を確認することができる。

★LEGAL FRAMEWORK (Insolvency and Bankruptcy Board in India)

<http://ibbi.gov.in/law.php>

③ 会社法審判所（NCLT）

2016年6月1日、会社法関連紛争の解決機関を一本化すべく、2013年会社法408条に基づき、会社法審判所（National Company Law Tribunal）（NCLT）が設立された。

本法による会社の倒産処理手続と清算手続も、NCLTに係属する（日本での同種手続における裁判所と同種の機能を果たす）。

そして、NCLTのホームページでは、現在インドの主要都市に設立されている各NCLTに係属する事件、発令された命令の内容を確認できる項目が設けられており、ここに破産倒産手続も含まれている。

★NCLT <http://nclt.gov.in>

(2) 法律の施行状況の確認

① インターネットによる確認

一般的に、インドの法律は、法律として制定手続が完了しても、その施行までに時間を要すことは勿論、その際に施行時期が明確にされないことがあるように見受けられる。ちなみに、2013年会社法も、その成立から年単位で部分的な順次施行が続いており、未だ施行されていない条文も残っている。かかる観点からも、成立した法律であってもその施行状況を逐次確認することは、インドでは特に重要であると考えられる。

この点、インドでは施行時期について、当該法律に「政府が官報による通知で指定した日から効力を生じる」と規定されることが通常のものである。破産倒産法にも同様に「It shall come into force on such date as the Central Government may, by notification in the Official Gazette, appoint:」との規定がある(1条(3))。

したがって、かかる条項がある場合、施行状況については通知(notification)を確認することにより知ることができる。

そして、破産倒産法については、上記(1)①及び②のホームページに「NOTIFICATION(通知)」の項目も設けられており、ここで通知が発せられた状況を確認することができる。

② 本報告書作成時点での施行状況

この点、「NOTIFICATION」の状況を確認したところによれば、2016年破産倒産法も、制定手続が完了したのは同年5月28日で、その後、施行は細かく部分的に行われており、同法を中心とする、会社(Corporate person)の倒産処理手続と清算手続が順次施行されたのは2016年12月であった。

そして、2017年3月に、会社の自主清算(Voluntary Liquidation of Corporate Persons)の条文(59条)などが、6月には倒産処理手続の略式手続(Fast Track)の条文(55~58条)が、それぞれ施行されるに至っている。

他方、本報告書作成時点(2020年3月)においても未施行条文の主なものは、パート3の「個人・パートナーシップの倒産処理手続」である。この施行時期の見通しは定かではないが、インドにおける論評状況としては、人的資源を含めて対応体制整備の見通しがつかないようで、施行はまだまだ先になるであろう、という声をよく聞いたところである。

3 制度概要(特色)

本法は全部で5つのパートから成るが、本報告書では既に施行されているパート2(会社に関する手続)のうち、第2章の会社倒産処理手続(Corporate Insolvency Resolution Process)(略してCIRP))と第3章の清算手続(Liquidation)の概要について報告する。

インド破産法は、ニーズとしては、インドにおいて銀行の不良債権(NPA: Non Performing Assets)処理が課題となる中で、その処理を促進するため、それまでに存在した関係法規を統合し、合理化するために制定された。

そのため、「金融債権者 (Financial Creditor)」を、その主な使い手と想定した内容となっている。日本の倒産法ではみられないこととして、債権者が金融債権者と「事業債権者 (operational Creditor)」とに峻別され、手続における取扱いが異にされているのである。

また、世界の破産法制にみられる傾向として、一般的に、イギリス法影響下では債権者の利益が重視され、フランス法影響下では債務者利益が重視される、といわれているが、インド破産法はインドの歴史を反映してイギリス法の影響を受けているようである。

この観点からは、日本の倒産法制に比べると、債務者申立てというよりは、債権者側の申立てで手続が開始されることを原則として想定し、また、そうし易い規定内容になっていると評価できる。その最もたる現れは、日本の倒産法制と異なり、申立てにおいて「支払不能」が要件とされておらず（要するに他の債権者への支払状況は関係ない）、自らの債権に関する債務不履行の事実のみをもって、開始決定を得られることである。

また、明文化された立法趣旨としても、日本の破産法が、債務者の「経済生活の再生の機会の確保を図ること」を目的の一つとしている（同法1条）のに対し、インド破産法にはそのような記載はなく、「債務者の資産価値の極大化 (maximization of value of assets of such person)」が法の目的の中心として据えられているのである（インド破産法前文）。

さらに、インド破産法の制定以前は、インドでの倒産処理は平均で4年以上かかっていたとの統計もあり、このような長期化は債務者資産価値の目減りを招来することは勿論、日本を含めた外国企業にとっては、いわゆるエグジットに不透明さありとして、インドへの外国投資を躊躇させる要因のひとつともなっていた。

そこで、かかる観点から、必要となる手続毎に、期限を定めるやり方 (time bound manner) が採用されるに至っている。制度上は、例えば後述する「会社倒産処理手続」は原則として180日以内に完了するものとされており、順調にいけば1年かからずに処理が完了することが想定されているのである。債権者委員会で処理計画が承認されるところまで含めた期間制限が条文上設けられていることなどは、日本の倒産法制における制限よりも厳しいと評され得るものである。

以上のような背景のもとでのインド破産法の特徴を、更に敷衍して整理すると、以下のとおりである。

(1) 債務者資産の極大化～2段階の手続（イメージは会社更生→破産）

インド破産法は、その名称こそ「インド破産倒産法」と訳されるものであるが、日本の破産法とは異なり、債務不履行に陥った債務者について、まず、会社倒産処理手続 (CIRP : corporate insolvency resolution process) と呼ばれる手続によって、会社を清算しない方法 (ゴーイングコンサーン) による「処理計画 (resolution plan)」の採用が検討されるものとされており、それが叶わない場合に、「清算手続 (Liquidation)」により、債務者資産を換価処分して分配するという、二段階の制度設計になっている。

後述するように、CIRPが開始されると、企業価値を維持する観点から、債権者は債務者資産に対する強制執行は勿論、担保権の実行も禁止されることになり（「モラトリアム」の宣言）、他方で、債務者企業の経営権は（暫定的地位の）管財

人に移管され、取締役の権能は停止される。そのような状況を確保した上で、詰まるところは事業を高く売却して債権者への支払いが極大化することを目指すのがCIRPである。これは日本の倒産法との比較では、上記の特徴からすると民事再生法より会社更生法に近いと認められる手続であり、インド破産法の中心は、この「更生手続」にある。

(2) 金融債権者の優先

金融債権者と事業債権者のカテゴリーの区別は、基本的には、金融債権者は文字どおりの意味で、事業債権者がその他の債権者、と理解して差し支えないと思われるが（事業債権者は物品や労務を含めたサービスの提供者、及び政府など公的機関も含まれる）、インド破産法ではその取扱いに差異を設けている。具体的には以下のとおりである

- ・ いずれも債権者として手続開始の申立てが可能だが、事業債権者の方が手続が煩雑になっている。
- ・ 処理計画の承認などにつき、債権者委員会で議決権を有するのは、原則として金融債権者のみである。
- ・ 清算になった場合の配当は、事業債権者が大きく劣後する。

(3) 迅速な処理の志向

インド破産法は、インドにおける近時の商事紛争処理の迅速化政策の一環としての側面も有し、その手続が係属するのは、既に超多数の未処理案件を抱えている裁判所ではなく、会社法に基づき新たに設立された、準司法機関たる「会社法審判所（NCLT：National Company Law Tribunal）」とされている。

また、前述のとおり、CIRPはその開始決定日から原則として180日以内に完了しなければならない（より具体的には、処理計画を債権者委員会で承認し、最終チェック機関としてのNCLTがこれを受領するまでを180日以内に行う）とされているほか、申立てに関しても、NCLTは受理日から14日以内に申立てを認めるか棄却するかしなければならないなど、各手続に期間制限が数多く定められている。

4 手続の流れ（条文に即して）

(1) 申立手続

- ① 本章が適用される債務不履行の最低額（4条(1)）
10万ルピーである。
- ② 申立権者（6条）
 - ・ 金融債権者（Financial Creditor。貸付けその他の金融取引によって生じた債権を有する者）

- ・ 事業債権者（Operational Creditor。物品又は雇用を含むサービスの取引によって生じた債権を有する者、及び債務者に対して債権を有する連邦政府、州政府又は地方当局）
 - ・ 債務者自身
- ③ 金融債権者による申立て（7条）
- ・ 債務不履行があった時、単独で、また他の金融債権者と共同で申立てできる（(1)）。
 - ・ 申立てには以下のものを提出しなければならない（(2)、(3)）。
 - ・ 債務不履行の記録
 - ・ 暫定管財人（interim resolution professional）に就任すべき管財人の氏名
 - ・ 破産倒産委員会（IBBI）が定めるその他の情報
 - ・ 会社法審判所（NCLT）は申立受領後14日以内に債務不履行の存在を確定し（(4)）、申立てを認めるか棄却するかしなければならない（(5)）。
 なお、NCLTは申立てを棄却する場合、それに先立ち、申立ての不備を7日以内に修正するよう通知しなければならない。
- ④ 事業債権者による申立て（8条・9条）
- ・ 事業債権者の場合は、申立前に、債務者に対し支払を求める通知を送付する必要がある（8条(1)）。これに対して債務者は10日以内に8条(2)に定める通知を返さなければならない。
 - ・ 上記10日を経過しても支払がない場合に申立てができる（9条(1)）。
 - ・ 申立てには以下のものを提出しなければならない（9条(2)、(3)）。
 - ・ 請求書のコピー
 - ・ 債務者から連絡がない旨の宣誓供述書
 - ・ 債務者から（当該事業債権者に）支払がないことの証明書（当該事業債権者が口座を有する金融機関が発行する証明書のコピーなど）
 - ・ IBBIが定めるその他の情報
 - ・ NCLTは14日以内に、9条(5)の要件にしたがって申立てを認めるか棄却するかしなければならない。なお、申立てを棄却する場合、それに先立ち、申立ての不備を7日以内に修正するよう通知しなければならない。
- ⑤ 債務者による申立て（10条）
- ・ 債務者は債務不履行に陥った場合、申立てができる。
 なお、会社自身のみならず5条(5)に定義される会社内部の一定の者も申立てができる。
 - ・ 申立てには以下のものを提出しなければならない（(2)、(3)）。
 - ・ 会計帳簿
 - ・ 暫定管財人に就任すべき管財人の氏名
 - ・ 申立てを承認する、株主総会の特別決議
 - ・ NCLTは14日以内に、要件を満たしているか否かにより、申立てを認めるか棄却するかしなければならない（(4)）。なお、申立てを棄却する場合、それに先立ち、申立ての不備を7日以内に修正するよう通知しなければならない。
 - ・ なお、既に破産手続が開始している等、債務者が申立てできない場合について11条に定めがある。

(2) 会社倒産処理手続 (CIRP)

① 期間制限 (12条)

CIRP は手続開始が認められてから 180 日以内に完了されなければならない (1)。これが延長される場合の要件も規定されているが (2)、(3)、延長は 1 回だけである。

② 手続開始決定後に NCLT が行うこと (13条)

- ・ NCLT は 14 条から 16 条にしたがい以下のことを行う。
- ・ 命令による他の手続の一時停止の宣言 (14条「モラトリアム」)。
訴訟の提起や継続 (強制執行を含む)、資産その他あらゆる権利の譲渡・担保設定、担保権の実行、債務者からの財産の回復 (1) が禁止される。
なお、逆に、一時停止の期間、債務者に対する必要な物とサービスの提供を停止してはならないとされる (2)。
- ・ 手続に関する情報の公示 (15条)。
- ・ 暫定管財人の選任 (16条)。14 日以内に選任されなければならない。

③ 暫定管財人の権能・義務

- ・ 債務者の事業運営を行う権限は暫定管財人に与えられる (17条(1)(a))。
- ・ 暫定管財人は、以下の事項を含め、18条に定められた任務を遂行しなければならない。
- ・ 債務者情報の収集。
- ・ 全ての債権者の債権の確認。
- ・ 債権者委員会の設置。など。
- ・ なお、債務者の職員は暫定管財人の任務遂行に協力しなければならない (19条)。

④ 債権者委員会

- ・ 暫定管財人は、全ての債権者の権利を確認し、債務者の財務状況を確定させた後、債権者委員会を設置する (21条(1))。
- ・ 債権者委員会は全ての金融債権者による構成される (2)。
- ・ 債権者委員会の決議は金融債権者の議決権の 51% 以上の賛成により決せられる (8)。なお、債務者に金融債権者がいない場合の債権者委員会の構成等については、規則(Regulations)の 16 条が定めている。
- ・ 第一回の債権者委員会はその設置から 7 日以内に開催されなければならない (22条(1))。また、第一回債権者委員会において管財人を選任する (2)。
- ・ その後の債権者委員会は管財人により実施される (24条(2))。

⑤ 管財人

- ・ 債務者の事業継続を含め、債務者の資産の保護保存は管財人の任務である (25条(1))。そのための具体的な行為義務も定められている (2)。
- ・ 管財人の活動のうち債務者の資産等に関わる一定事項については債権者委員会の事前の承認が必要とされている (28条)。

⑥ 処理計画 (Resolution plan)

- ・ 管財人は、処理計画作成のための債務者のインフォメーションメモランダムを作成しなければならない（29条(1)）。
- ・ なお、処理計画は「継続事業として(as a going concern)」と定義されており（5条(26)）、債務者事業の継続が前提となっている。
- ・ 管財人が、不適格者（29A条）以外の者の中から債権者委員会の承認の素で募集をかけた者（5条(25)）は、インフォメーションメモランダムに基づいて、管財人に処理計画を提案することができる（30条(1)）。
- ・ 管財人は処理計画について以下の条件を確認する（(2)）。
- ・ 会社倒産処理手続の費用が優先的に回収できるか。
- ・ 事業債権者への支払額が、53条により清算する場合より少なくないか。
- ・ 処理計画承認後の債務者の経営について準備されているか。
- ・ その他、法規、破産倒産委員会の定め反していないか。
- ・ 上記の条件を満たしていることが確認された処理計画について、管財人は、債権者委員会にその承認を求めべく提出しなければならない（(3)）。
- ・ 債権者委員会は66%以上の賛成により当該処理計画を承認することができる（(4)）。
- ・ 承認された場合、管財人は当該処理計画をNCLTに提出する（(5)）。
- ・ NCLTも上記30条(2)の条件適合性を確認し、これを充足すると認める場合には、命令により処理計画を承認しなければならない。この場合、当該処理計画は、債務者、その従業員・メンバー、債権者、保証人その他当該処理計画に関わる全ての利害関係者を拘束する（31条(1)）。
- ・ 条件適合性が認められない場合、NCLTは命令により当該処理計画を棄却することができる（(2)）。
- ・ NCLTが処理計画を承認する命令に対する不服申立ては、61条(3)の定めに従わなければならない（32条）。

(3) 清算手続

① 清算の開始

- ・ NCLTは、180日の期間制限内に処理計画を受領しなかった場合、または処理計画を棄却した場合は、債務者に清算の命令を発しなければならない（33条(1)）。

会社倒産処理手続中に債権者集会で債務者の清算を決定しそれを管財人がNCLTに告げた時（(2)）、債務者が承認された処理計画に違反してそれにより不利益を受けた者が債務者の清算を申し立て、NCLTが違反を認めた時（(3)）も同様である。

② 清算人

- ・ NCLTが清算の命令を発した場合、会社倒産処理手続で管財人であった者は、(4)の規定にしたがいNCLTが管財人を交代させない限り、清算手続において清算人を努めなければならない（34条(1)）。
- ・ 清算人はNCLTの指示のもと、全ての債権者の権利の確認、債務者の資産の管理など、様々な権能と任務を有する（35条）。清算財産の構成（36条）、債権届の提出とその認否について（38乃至42条）、詳細な定めがある。

③ いわゆる否認権

偏頗取引（43条、44条）、過小評価取引（45から49条）、不当に高額な信用取引（50条）について規定されており、清算人は、該当する取引が行われていたと認める場合、NCLTに取引の無効等を求める申出をしなければならない（50条だけ義務的ではなく任意。）。その要件などは詳細に規定されている。

④ 担保権を有する債権者

担保権を有する債権者は清算手続において、担保権を放棄して清算人に換価を委ねて清算手続の中で配当を受けることもできるし、担保権を実行することもできる（52条(1)）。

⑤ 配当

清算資産の売却により得られた金員は、以下の順に配当される（53条）。

(a) 会社倒産処理手続費用及び清算費用（全額）

(b) 以下の債務（同順位で）

i 清算手続開始前24か月間にワークマンに支払われるべきであった賃金

ii 担保権を有する債権者が52条により担保権を放棄した場合の当該債権者に対する債務

(c) 清算手続開始前12か月間に被用者（ワークマンを除く）に支払われるべきであった賃金その他の未払金

※ なお、ワークマンとはインドの労働法制に特有の概念で、主として単純労働に従事する低賃金の労働者をいう（3条(36)）。

(d) 無担保債権者への金融債務

(e) 以下の債務（同順位で）

i 清算手続開始前2年間に弁済期が到来した連邦政府および州政府に対する債務

ii 担保権を有する債権者が担保権を実行したものの弁済を受けられなかった残債務

(f) その他の債務（※事業債権者への配当はここに位置づけられると思われ

る）

(g) 優先株主に対する残余財産分配債務

(h) 普通株主およびパートナーに対する残余財産分配債務

⑥ 解散

債務者の資産が完全に清算されたとき、清算人はNCLTに対し債務者の解散を申請しなければならない（54条(1)）。NCLTはかかる申請に基づき、債務者の解散を命じなければならない。

5 施行後の改正状況

(1) 2018年改正

施行後約1年半で、かなり広範囲の条文に改正が繰り返されている。このような事態はインド破産法に限らず、インド法全般にみられることであり（走り始めてか

ら絶えず改善を続ける)、都度、最新の法内容はウェブ上で確認する必要がある¹。

改正として重要と思われる点をいくつか指摘すると以下のとおりである。

- ・ 債権者委員会での決議要件が、処理計画の承認をはじめ、軒並み75%から66%へと緩和された(2018年6月改正)。処理計画が承認され易くすることなどを意図したものである。
- ・ 不動産デベロッパーからの住宅購入者が金融債権者に含まれることとされた(5条(f))。社会的ニーズに応えてのものである。
- ・ 処理計画の提出権者に関する改正が頻繁である。施行当初は、処理計画は誰でも管財人に提出できるものであったが、当該企業を債務不履行に陥らせた関係者(経営者や出資者等)が自ら会社を買い戻すことの不当性が議論され、2017年11月に各種の不適格者要件が定められ(29A条)、更に2018年6月の改正でも過去に有罪判決を受けた者など範囲が拡大もされた。他方で、いわゆる中小企業については事実上買い手が見つからないとの実態も出てきたので、上記の不適格者要件のいくつかは中小企業には適用しないとの改正が2018年6月になされている(240A条)。
- ・ CIRP開始後に申立人が申立てを取り下げることについては規定がなく、実務上は申立債権者と債務者が合意すれば可能とされていたところ、2018年6月の改正で債権者委員会で90%の承認がなければ取下げは不可となった(12A条。更に、施行規則(30A条(1))で時期的制限も設けられた)。これは、「手っ取り早い債権回収手法」としての心理的プレッシャー目的での申立てを抑制する趣旨のものと思われる。
- ・ 前述のとおりCIRPが開始されると強制執行や担保権実行もできなくなるが(14条。モラトリアムの宣言)、この担保権に人的担保である保証人が含まれるかは、施行直後から特に金融機関において大きな関心事となっており、会社法審判所の判断もわかれていたが、同条は保証人には適用がないことが明文化された(14条(3)(b))。
なお、2018年8月には、14条は個人の保証人には適用されないとの最高裁判例も出ている。

6 施行後の実施状況

(1) 承認例及び棄却例

本法は2016年12月に施行されたが、前述のとおりNCLTのホームページでその取扱事件の決定が公表されている。まず、報告者は、施行以降約2か月の段階で、申立てに対して発令された11件の決定を確認することができた。内訳は、手続開始が認められたのが9件、棄却されたのが2件であった。

¹ インド破産倒産委員会のホームページ(「ibbi」で検索できる)の「LEGAL FRAMEWORK」の項目から、法律(ACT)、施行細則(REGULATIONS)などの関係法規の最新状況が全て(英語で)確認できる。

以下に、その特色を記しておく。

① 承認例

以下の記載は債務者申立事例の決定であるが、決定書の記載内容としてはこのような書きぶりが一般的であった。

Decision: As the applicant was compliant with all statutory requirements prescribed under section 10 of the Code, the application was admitted by NCLT with an order for imposition of a moratorium, appointment of an interim RP and making of public announcement.

また、第一章でも触れた、「申立第1号事件から、発令までの法律上の期間制限（14日以内）が守られなかった」という点については、1年半ばに手続開始が決定されており、申立日は定かでないものの約1月では発令に至ったようである。

この件の争点は、債務者が州法を根拠として法律上支払猶予が認められると主張したことであるが（the respondent filed an application against the applicant by claiming that the said debts to be suspended under the Maharashtra Relief (Special Provisions) Undertaking Act, 1958 (MRU Act)), NCLTは、かかる州法は破産倒産法と目的が異なり、手続を進める妨げにはならないと判示している。したがって、今後は、同種の争点についてはスムーズに手続が進むことが予想される。

Decision: It was held that the notification passed under the MRU Act will not act as a bar to passing an order under section 7 of the Code, for the primary reason being that the Code came into existence after the MRU Act and thereby the non-obstante clause under the Code would have an overriding effect on all other laws for the time being in force. Further, it was held that the subject matter of the MRU Act and the Code are inconsistent as, the MRU Act seeks to protect the interest of the employees whereas, the Code seeks for repayment to the creditors for any defaults arising out of any debts payable. NCLT admitted the application.

② 棄却事例

報告者が確認した限り棄却事例はいずれも事業債権者による申立事案であった。

棄却の理由は、1件は、事業債権者が申立てをする際の必要書類とされている、債務者から（当該事業債権者に）支払がないことを確認する旨の、当該事業債権者が口座を有する金融機関が発行する証明書のコピー（9条(5)(c)）が提出されていなかったことで、不提出について「例外は認められない」と判示された。

Decision: The applications were rejected by the NCLT, for the sole reason that, the applicants in the respective cases were not able to submit the certificate of the financial institution which would reflect the non-payment of the operational debt to the applicants' respective account. The bench clarified that the said certificate is mandatorily required to be

filed along with the said application under the Code and no exemption (as requested by the applicant) can be granted.

また、もう1件は、承認の要件として、事業債権者が「notice of dispute」を受領していないという定めがあるところ（9条(5)(ii)(d)）、当該事件では既にこれが受領されているため、申立ては棄却されなければならない、というものであった。

Decision: The application was rejected by the bench, for the sole reason that, the notice of dispute had already been received by the respondent, thereby the bench was liable to reject the said application (in accordance with section 9(5)(ii)(d) of the Code).

(2) 運用状況

一方で、インド破産倒産委員会（IBBI）も、情報発信として季刊でニュースレターを発行しており、そのホームページで確認できる。

このニュースレターの6号で、施行後約1年3か月、すなわち2017年1月から2018年3月までのインド破産法の運用状況が公表された。

それによると同期間において、CIRPが開始された申立ては、全部で701件であったが、そのうち、

- ・ 2018年3月末時点での手続の進捗状況については、
 - 未だにCIRPの手続が継続中のものが525件
 - 処理計画が承認されたものは22件
 - 清算が開始されたものは87件
 - 係争中のもの（処理計画承認への異議申立て等）が67件
- ・ 申立権者ごとに分類すると、
 - 金融債権者申立ての件が262件
 - 事業債権者申立ての件が310件
 - 債務者申立ての件が129件

とのことであった。

7 小括（運用状況の分析を含め）

インド破産法については施行後、既に改正が繰り返されており、破産法に限ったことではないが、常に最新の内容を確認する必要性は日本におけるそれよりはるかに高いと思われる。（前記「2 インターネットによる情報の確認」で紹介したホームページでは、改正部分が改正日と合わせて確認できる体裁での最新の法内容が公表されている。）

これまでの主な改正対象は、実務において不都合性の議論が起こったもの（処理計画は誰でも提出できるということでのいいのか→債務者会社の関係者等は除外することとされた（29A条）、条文上の解釈に疑義が生じたもの（モラトリアムになると担保権実行も禁止されるが、人的担保たる保証人への請求もできなくなるか→保証人は除外されることが明文化された（14条(3)(b)））などがあり、日本に比べ、改正という手法での対応が早い。

また、運用状況としては、(2)の統計結果からすると、施行後1年程度の段階では、必ずしも法の意図するところが順調に達成されているとは言えないように思われる。インド破産法がディストレスM&A（経営不振事業への投資）の新たな舞台と期待されていることは冒頭で述べたが、現段階では、処理計画が承認された件数より、清算に移行した数の方が圧倒的に多い。全く新たな制度であるCIRPが「使える」と評価されていくには、まだ今後一定の事例集積が必要とも思われる。ただ、処理計画が承認されやすくするための改正も既に行われており（決議要件の緩和。施行当初は75%の承認が必要であったが66%に下げられた）、このような制度的な対処も続けられていくものと思われる。

なお、統計結果では、申立者は金融債権者より事業債権者が多いという現象が生じているが、これはインド破産法が「手っ取り早い債権回収手法」として広く利用されていることを示すものと思われる。債務者にとって、法的手続が係属するプレッシャーは、通常の訴訟よりもはるかに大きい（即時の経営権の剥奪など）ため、債権者としては、CIRPによる処理手続によってではなく、心理的強制効果を狙って申立てをする（その結果弁済されれば取り下げる）わけである。

この点に関しては、CIRP開始後の取り下げには債権者委員会の承認が必要となるなど、むしろ「本来の趣旨とは違う申立てを抑止する」方向の改正が既になされていることや（12A条）、いざ手続が開始して清算まで至った場合には前述のように事業債権者に配当がまわってくることは期待できないこと（順位が低い）を、留意しておく必要はあるが、インドでは、正当な理由もないのに支払いを遅延させる（あわよくば支払わないで済ませようとする）態度に出られることが日本より多いとも言われているので、そのような場合の対処法の一つとして、インド破産法を念頭に置いておくことは有用であると考えられる。

※【別紙ブログ記事16及び17「インド破産法の問題状況：債権回収手段として活用することの是非」「インド破産法と保証人の地位」もご参照下さい。】

8 今後の留意点

企業省により設立された破産法委員会（THE INSOLVENCY LAW COMMITTEE）は、2020年2月、これまでの破産法の運用実態を踏まえ、今後の法改正等についての提言をまとめた報告書を作成した。

主な内容は以下のとおりであるが、法改正が予想される事項として、注視が必要である。

- ・ 破産法が適用される債務不履行の最低額は10万ルピー（10 lakhs rupee）と規定されているが（4条(1)）、かように少額でも申立てが可能なることから負担が増加しており、これを50万ルピーとすべきである。但し、中小零細企業（MSMEs: Micro, Small & Medium Enterprises）については増額の例外を合わせて定めるべきである。
- ・ 同じく、債権回収の安易な申立てを防止する見地から、現行法ではCIRPの申立ては複数の債権者がいる場合でも単独であることが可能であるところ、当該債

権者と債務者との些細な争いから CIRP を開始して他の債権者を巻き込むのは適当でないから、申立てを可能とする債権者数の最低基準を設けるべきである。

- ・ モラトリアム中にも債務者のゴーイングコンサーンが維持されるよう、手続開始決定がなされた後も債務者の事業に係る許認可や登録は取り消されたり停止されたりしないことが確保される必要がある。現状では14条の解釈により対応されているが、曖昧さを排除すべく同条を改正して明文化すべきである。また同様に、債務者のゴーイングコンサーンの維持に不可欠である事業活動上の調達もモラトリアム中にも確保されることに関する条項も同条に新設すべきである。
- ・ 処理計画が成功裏に承認された場合は、申立前において債務者に法令違反行為があったとしても、処理計画を提出して債務者の事業を引き継いだ者は、原則としてかかる違反についてはもはや責めを負わない旨を定める条項を新設すべきである。

★REPORT OF THE INSOLVENCY LAW COMMITTEE

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/ICLReport_05032020.pdf

第3 インドで事業を始める ～外国投資に関する規制～

1 はじめに

一般論として、日本人・日本企業が日本以外の国で事業を始めようとする場合、日本の資金をもって当該外国で会社を設立したり、日本から運転資金を貸付の形で投入しようとしたりすることになるため、当然のことながら外国為替の問題として当該国のいわゆる外為法の規制を受けることになる。

そして、インドにおいても、会社の設立はその事業分野によっては禁止されていたり、政府の承認が必要であったりする等の規制が設けられている。また、海外からの貸付にもその使途等に制限が設けられている。

そこで、本項では、インドの外為規制について、その仕組み及び最新の規制内容について紹介する。

2 インドの外国為替管理制度

(1) 1999年外国為替管理法

インドにおいて外国為替管理を規律する法律は、1999年外国為替管理法 (THE FOREIGN EXCHANGE MANAGEMENT ACT, 1999) である。

同法の骨子は、
・ 経常勘定取引 (current account transaction)
・ 資本勘定取引 (capital account transaction)

が区別して規定されており、前者に属する外国為替取引 (例えば日常的な業務費用の支払いや配当金の送金など) は、基本的に自由であるが (5条)、後者に属するもの (株式・土地の取得等) は、インドの中央銀行である、インド準備銀行 (Reserve Bank of India: RBI) が規制を設け、そこで認められたもののみが実行可能とされていることにある (6条(2))。

(2) 規制の実施機関

① インド準備銀行 (RBI)

前記のとおり、RBI が法律に基づいて規制を設けることが予定されている。後述のとおり、インド非居住者への株式の移転や発行、のみならず、インド非居住者による不動産の取得、国内外にまたがる貸付などについても、これらを禁止したり規制をする権限が認められている (6条(3))。

② 産業政策促進局 (DIPP) → 産業取引促進局 (DPIIT) に名称変更

また、後述するように、インド政府の商工省 (Ministry of Commercial and Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion: DIPP) も、インドの外資規制に関する方針を策定する行政機関として、RBI の制定した規制に基づき、外国投資政策を策定していたものであるが、2019年1月27日、同局は小売やEコマース等の取引 (Internal Trade) も所管とするとともに、名称を産業取引促進局 (Department for Promotion of Industry and Internal Trade: DPIIT) と変更した。

③ 外国投資促進委員会の廃止

更に、上記の規制により、一定の事業分野への投資については、政府の事前承認が必要とされているところ、従前、かかる承認の申請を受け付けていたのが外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board: FIPB) であった。

しかし、第1章の第2の2(3)①で述べたとおり、2017年度予算案での発表を経て、FIPBは同年5月に廃止された。

現在では、政府承認は各事業分野毎の所轄官庁が、DIPPの関与を得ながら行うこととなっている。

なお、FIPBの廃止を受け、DIPPが管理する、外国投資申請に関するポータルサイト「(Foreign Investment Facilitation Portal: FIFP)」が新たに設置された。現在では、外国投資の申請はこのサイトを通じて、オンラインで行うことになっている。

★Foreign Investment Facilitation Portal

<http://www.fifp.gov.in/Default.aspx>

3 直接投資 (インド非居住者による会社の設立 (株式の移転または発行))

(1) 規制の策定状況

① 外国為替管理規則

前述した1999年外国為替管理法に基づき、「インド非居住者による株式の移転または発行 (transfer or issue of any security by a person resident outside India) (6条(3))」について、インド準備銀行が制定した規制が、2000年インド非居住者による有価証券の移転または発行に関する外国為替管理規則 (Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside of India) Regulation, 2000) である。

★インド外国為替管理規則

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_FemaNotifications.aspx?Id=174

同規則では、インド非居住者・インド国外の全ての企業体によるインドの会社の株式または転換社債の購入は、同規則別表1の「外国直接投資計画 (Foreign Direct Investment (FDI) Scheme)」によると規定されている (5条(1))。

② 統合版 FDI ポリシー

もっとも、同規則が制定された2000年当時は、インド非居住者によるインドの会社の株式取得は、原則としては禁止されており、上記の別表の記載事項も多くなかった。

しかしその後、インド政府が外国投資を促進する政策を続けてきたことから、この別紙の記載は、DIPPの通達 (Press Note) によって、時々に変更されてきた。

そして、今日では、年に1回、それらの通達を取りまとめ、規制の全貌をまとめた「統合版 FDI ポリシー」が発行されるようになっている。これにより、同ポリシー発行時点における、事業分野ごとのインド進出の可否や出資上限、出資条件などが、一覧性をもって確認できるようになっているのである。

統合版 FDI ポリシーは、DPIIT のホームページ上の、「FDI Policy」の項目で確認することができる。

★DPIIT の「Foreign Direct Investment」のページ

<http://dipp.nic.in/foreign-direct-investment/foreign-direct-investment-policy>

また、FDI に関する最新の通達 (Press Note) の状況は、DPIIT のホームページのメニューの「Policies, Rules and Acts」から、「Press Note/FDI Circular (Government Decisions の項目の中)」の項目に入って確認できる。

★DIPP の「Latest Circulars」のページ

<http://dipp.nic.in/policies-rules-and-acts/press-notes-fdi-circular>

以上を前提に、インドの外国直接投資に関する規制の内容は、本報告書改訂版作成時点では、上記の公表状況から以下の事実が確認できる。

★2017年度版統合版 FDI ポリシー

http://dipp.nic.in/sites/default/files/GFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

★Press Note

<https://dipp.gov.in/policies-rules-and-acts/press-notes-fdi-circular>

③ インド準備銀行の通達

①のとおり、外国為替管理規則を制定したのはインド準備銀行 (RBI) であるが、同規則について、RBI 自身が「ガイドライン」というかたちで、更に施行上の細則を定めている。

具体的には、一般的ガイドラインとして「Master Circular (マスターサーキュラー)」が、そして株式の発行・譲渡に係る価格のガイドラインとして「Pricing Guidelines」が規定されていることが、RBI のホームページで確認できる。本報告書作成時点で最新のものとしては、マスターサーキュラーとして2015年7月1日付 (同年10月30日にアップデート) が、また価格ガイドラインとしては2015年1月9日付及び2015年7月15日付のものが規定されている。

これらのガイドラインも、インド非居住者に関わる株式発行・移転の手続・必要書類などを具体的に定め、また例えば価格ガイドラインにおいては、従前は規定が存しなかったいわゆるプットオプション (株式買取条項) の有効性や価格条件が規定されるなど、新たな規制として制定されるので、情報としてキャッチアップしておくべきものといえる。

マスターサーキュラー (一般的ガイドライン) は、RBI のホームページのトップ画面から「Notifications」→「Master Circulars」と移動してチェックすることができる。FDI に関するものは、「Foreign Exchange Management」のタイトルの中で公表されており、最新のものは2015年7月1日付である。

また、価格ガイドラインも「Notifications」の項目で確認することができる。以下のガイドラインは、プットオプション（株式買取条項）に関するものであるが、同条項は、日本企業がインド企業と合弁契約により株式を取得しようとする際にも撤退を視野に入れて買戻しを求めることを可能とするために規定しておくべき条項であり、その適法性・有効性を確保すべくガイドラインを確認しておくことは重要である。

★2015年1月9日付価格ガイドライン

<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=8682&Mode=0>

★2015年7月15日付価格ガイドライン

<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=9106&Mode=0>

(2) 2017年版統合版 FDI ポリシーの概要（2018年1月の修正点を含めて）

- ① インド非居住者による株式の移転または発行に関して、統合版 FDI ポリシーは以下の2つの事項を規定している。
 - i 事業活動の分野（sector）による投資の可否（同ポリシー3.4）。
 - ・ 政府の事前承認が必要か（政府ルート（the Government Route））
 - ・ そのような承認は不要か（自動ルート（the Automatic Route））
 - ・ そもそも、投資が認められないか
 - ii 資本総額における外国投資の上限（cap）（同ポリシー3.5.）。
- ② 個別の事業分野毎の取扱いは、ポリシー22頁以降の第5章（Chapter 5）で規定されている。そして、事業分野毎の投資の可否、投資の上限を概観すると、以下のようなバリエーションが認められるので、念のため記しておく。
 - i 外国直接投資が認められない事業分野は、5.1に記載されている8つの事業分野である。宝くじ事業、カジノを含むギャンブルなどが規定されている。

なお、「不動産事業または農場の建設」も禁止されているが（f）、これにはタウンシップの開発や、住宅・商業施設の建設等は含まれないとされている。これらの事業の場合は自動ルートで100%の出資が認められている（5.2.10）。投資目的の不動産の取得は、認められないということになる。
 - ii 自動ルートで100%の投資が認められるカテゴリーの他のものとして、製造業（5.2.5）などがある。

なお、インドの製造業者がその製造物を販売すること（大口か小売かを問わず、また電子取引によることを含む）にも、政府の許可は不要である。
 - iii 同じく、自動ルートで100%の投資が認められるが、当該事業の中でその対象が限定されている分野が存在する。例えば、農園事業は、紅茶やコーヒーなど規定された作物についてのみ認められている（5.2.2）。農業も同様である（5.2.1）。

iv 自動ルートだが、投資が100%までは認められない事業分野がある。例えば保険事業は、上限持分が49%と定められている(5.2.22)。

v 100%の投資が認められるが、自動ルートは一定割合までで、それ以上は政府ルートになる分野がある。例えば、防衛産業(5.2.6)は、49%までが自動ルートである。ちなみに、防衛産業への100%投資が認められるようになったのは2017年度からである。

なお、単独ブランド製品小売業(5.2.15.3)(この事業分野でインドに進出している日本企業として有名なものに「無印良品」があげられる)も、2017年度版ではこのカテゴリーに位置づけられていたのであるが、後述のとおり、最新のPress Noteで変更された。

vi 政府ルートにより、100%の投資が認められる事業分野がある。あまり多くはないが、例えば衛星設備の設置及び運営がそれである(5.2.12)。

なお、2017年度から、インドで製造・生産された食料品の小売業(電子商取引による場合を含む)についても、政府ルートでの100%の投資が認められることになった(5.2.5.2)。

vii 投資の上限持分に応じて、条件が付されている分野も存する。単独ブランド製品小売業が典型的であるが、51%以上の投資の場合、商品の調達の30%はインド国内で行われる必要がある(それも中小企業等からが好ましい)とされている(5.2.15.3)。

③ なお、統合版FDIポリシーの2017年度版での変更で重要と考えられるものとしては、②で触れたもの以外では、投資を受けることができるインドの事業体として、新たに「スタートアップ企業」が項目立てに加わったことがあげられる(3.2.6)。インドでのいわゆるベンチャー支援が念頭に置かれたものである。

スタートアップ企業の定義は、別途にDPIITが通達で定めているが(下記のブログ記事をご参照)、そのようなスタートアップに対して外国ベンチャー投資家が様々な形態の投資ができる旨が明示された。なお、外国ベンチャー投資家の定義も、ポリシーの中で定められている(2.1.19)。

④ また、2017年度版が発行された後の、2018年1月23日付Press Noteでもたらされた修正のうち、重要なものとしては、既に触れた、単独ブランド製品小売業に関するものがあげられる。

すなわち、まず政府承認の要否に関し、従前の「49%以上は政府ルート」が改められ、100%の場合でも自動ルートとなった。

合わせて、前記②viiで指摘した「51%以上の投資の場合の30%の調達義務」についても、毎年30%の必達ではなく、インドでの第一号店開業の年からの5年間の平均値でその適合を判断すればいいことになった。且つ、同じく最初の5年間については、インド国外でも事業展開している場合のインド国外事業向けのインドからの調達分も30%に含めてよいこととされた。以上のような緩和措置が採用されたのである(変更後の5.2.15.3(2)(e)(g))。

また、前記②iの関係では、外国直接投資が認められない「不動産事業」には、不動産仲介業は含まれないことが明確にされている(したがって、不動産仲介業へは自動ルートで100%の投資が可能である)。

※【別紙ブログ記事37及び39「インドへの小売業進出～無印良品ニューデリー店オープン」「インドへの投資が加速するか～外国投資促進委員会が廃止」「出ました！2017年版統合版FDIポリシー（2017年8月28日施行）」もご参照下さい。】

4 価格規制

インド非居住者による株式の移転または発行に関しては価格規制も存在し、これはインドに特徴的な規制である。

特に、3（1）③で指摘したガイドラインによる、プットオプション（株式買取条項）に関する規制が重要である。インド非居住者による買取価格は「独立当事者間に適用されるものとして国際的に受け入れられている価格算定方法

(internationally accepted pricing methodology for valuation of shares on arm's length basis)」による必要があり、事前に合意した金額で買取を求めることはできない（“guiding principle will be that the non-resident investor is not guaranteed any assured exit price at the time of making such investment/agreement and shall exit at a fair price computed.”）ことに留意が必要である。

5 対外商業借入

外国投資と同様、外貨での借り入れについて、対外商業借入（ECB: External Commercial Borrowing）と呼ばれる規制が存在することにも留意が必要である。

この点、RBIは2019年1月16日、ECB規制について新たな枠組みを発効させた。これにより、インドで海外直接投資を受けられる業種においては全てECBでの借り入れもできることとなったため、インド進出日本企業にとっても、これを資金調達方法の選択肢としての検討可能性が高まったと言える。

★External Commercial Borrowings (ECB) Policy - New ECB Framework
<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11456&Mode=0>

新しいECB規制の枠組みの概要は、以下のジェトロのページに簡潔にまとめられている。

★ジェトロ「ビジネス短信」添付資料
https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28053389

最新の規制内容についてはRBIの以下のページで確認することができる。

★Notifications
<https://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx>

★FAQ (ECB)
https://rbi.org.in/scripts/FS_FAQs.aspx?Id=120&fn=5

第4 会社の設立・運営

1 概説（会社法関係事項の確認方法について）

（1）インド企業省ホームページ

インドにおいて、企業活動に関わる規制を所管しているのが、インド政府の企業省（MCA: Ministry of Corporate Affairs）である。

近時制定された、2013年会社法（The Company Act, 2013）の施行が同省の主な業務の一つであり、会社法に関する規制の状況の確認、及び会社法に基づき必要とされる手続のオンラインでの申請などが、同省のホームページで行えるようになってきている。

以下、同ホームページで行えることについて、具体的に説明しておく。

★MCA: Ministry of Corporate Affairs

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/homepage.html>

（2）会社法及び関連規制の確認（ウェブ上の「eBook」）

- ① 2013年会社法は、同年の制定以来、その条項は、順次施行されてきており、2016年末に施行された部分も存在する。加えて、2015年及び2017年には早くも一部が改正されている。また、これは日本でも同様であるが、細則を、規則による制定に委ねている条項も多々存在する。

このように、変化が早く、規範も多岐にわたるインドの会社法の規制状況を、その時々正確に把握できるように作成されているのが、企業省のホームページで確認できる、「eBook Companies Act, 2013」である。同ホームページの「ACTS & RULES」の「Companies Act」の項目に置かれている。

★eBook Companies Act, 2013

<http://ebook.mca.gov.in/default.aspx>

- ② このeBookの構成について、以下の確認例によって説明する。

例えば、インドには会社の役職として「会社秘書役（company secretary）」という、日本にない制度が存在するが、これはどのような会社に設置義務があるのか、職責は何かなど、関係する規定を確認しようとした場合、eBookによれば以下の情報が確認できる。

- ・ 「eBook Companies Act, 2013」を開くと、まず、Chapter（章）の一覧が示される。章の一覧の上に検索欄があり（条文のタイトルからの検索も本文からの検索もどちらも選べる）ここで「company secretary」を検索すると、関連する条文が列挙される。

（または、章の一覧の中で当たりをつけて、本件では「Chapter XIII Appointment and Remuneration of Managerial Personnel（管理職の指名及び報酬）」を選択すると、関連する条文を確認できる。）

- ・ 関連する条文のうち、「203条 Appointment of Key Managerial Personnel（主要管理職の選任）」をみると、(1)(ii)に「company secretary」が規定されており、(1)の本文には「Every company belonging to such class or classes of companies as may be prescribed shall have

the following whole-time key managerial personnel, - (別途定める規模に該当する会社は、以下に定める常勤の主要管理職をおかなければならない)」と規定されていることが確認できる。そして、そのうちの「as may be prescribed (別途定める)」には、会社法規則へのリンクが貼られている。(なお、ページ右上にはその条文の施行日も記載されている。)

- ・ 「as may be prescribed」をクリックすると、company secretaryに関する規定である、規則8条が確認できる。同条は「Every listed company and every other public company having a paid-up share capital of ten crore rupees or more shall have whole-time key managerial personnel. (上場会社及び公開会社で支払済資本金1億ルピー以上の会社は常勤の主要管理職をおかなければならない)」と定めている。

これにより、会社の中で、「上場会社及び公開会社」のうちの一定規模の会社に、会社秘書役を設置する義務があることがわかる。

(なお、「crore」は1000万を意味するインドの通貨の単位である。)

- ・ さらに、上記の規則8条のページには、フォントの色違いで、「8A Appointment of Company Secretaries in companies not covered under rule 8 (8A条: 8条に該当しない会社における会社秘書役の選任)」の規定の存在も確認でき、そこにもリンクが貼られている。この「8A条」が色違いでリンクが貼られているのは、元の8条から事後に追加されたことを意味している。

そして、8A条をクリックすると「A company other than a company covered under rule 8 which has a paid up share capital of five crore rupees or more shall have a whole-time company secretary. (8条に該当するもののほか、払込済資本金5000万ルピー以上の会社は、常勤の会社秘書役をおかなければならない)」との規定が確認できる。

これにより、会社秘書役については、上場会社及び公開会社ではなくても(後述する「非公開会社」であっても)、払込済資本金5000万ルピー以上であればこれを設置する義務があることが、ここで確認できるのである。

なお、8A条のページには「Amendment」「Inserted by notification-G. S. R 350(E) dated 9th June, 2014.」とも記載されており、同条が追加された日付も確認できるようになっている。会社法203条の施行日と比較すると、同条の施行当初は、非公開会社では会社秘書役をおくことにはなっていなかったが、その後に規制が追加された、ということも理解できる。

- ③ このように、「eBook Companies Act, 2013」によれば、会社法について、閲覧時点での、規則も含めた規制の施行状況を知ることができるのである。
- ④ また、合わせて、報告者がインド滞在時に現地日本企業から質問を受けることが多かった、関連当事者取引(188条)の条文について、以下にeBookの実際の記載内容と、参考までに報告者による日本語訳文とを紹介しておく。
これは、日本の会社法でいうところの「競業及び利益相反取引の制限」と同旨の規定であるが、インド会社法の規定ぶりをみると、日本のそれよりはるかに長文で細かいこと(条文の文言の「説明」まで条文に盛り込まれているなど)、そして、条文に続き記載されている「Amendment(改正)」の欄によって、この条文が施行された2014年以降、既に2015年及び2017年に、文言の代替や挿入といった改正が多くの箇所で行われていることがわかり、イン

ドの成文法がどのようなものかの一般的なイメージも、体感できるかと思われる。

なお、関連当事者規制に関する直近の改正点（2017年のもの）は、「Amendment（改正）」欄での説明書きにあるとおり、承認なき関連当事者取引の取消権者に株主も加えられたこと（(3)）、逆に、構成員の90%以上が関連当事者に該当する会社には188条は適用されないこと（(1)）であった。このように、インドでは、法施行後の運用実態において不都合であったと考えられたルールについては、立法上の対応が細くなされていることも、合わせて指摘できる。

ちなみに、蛇足的であるが、インドの関連当事者取引は、日本の利益相反取引と異なり、法に違反した契約をすること自体に関して罰則が設けられている（(5)）ことにも、注意が必要である。

<条文引用>

Related Party Transactions	Notified Date of Section: 01/04/2014
<p>188. (1) Except with the <u>consent of the Board of Directors</u> given by a resolution at a meeting of the Board and subject to such conditions <u>as may be prescribed</u>, no company shall enter into any contract or arrangement with a related party with respect to-</p> <ul style="list-style-type: none">(a) sale, purchase or supply of any goods or materials;(b) selling or otherwise disposing of, or buying, property of any kind;(c) leasing of property of any kind;(d) availing or rendering of any services;(e) appointment of any agent for purchase or sale of goods, materials, services or property;(f) such related party's appointment to any office or place of profit in the company, its subsidiary company or associate company; and(g) underwriting the subscription of any securities or derivatives thereof, of the company: <p>⁶[Provided that no contract or arrangement, in the case of a company having a paid-up share capital of not less than such amount, or transactions not exceeding such sums, <u>as may be prescribed</u>, shall be entered into except with the prior approval of the company by a ¹[resolution]:</p> <p>^{5&7}[Provided further that no member of the company shall vote on such ¹[resolution], to approve any contract or arrangement which may be entered into by the company, if such member is a <u>related party</u>:]</p> <p>⁸[Provided also that nothing contained in the second proviso shall apply to a company in which ninety per cent. or more members, in number, are relatives of promoters or are related parties:]</p> <p>Provided also that nothing in this sub-section shall apply to any transactions entered into by the company in its ordinary course of business other than transactions which are not on an arm's length basis.</p> <p>⁹[Provided also that the requirement of passing the resolution under first proviso shall not be applicable for transactions entered into between a holding company and its wholly owned subsidiary whose accounts are consolidated with such holding company and placed before the shareholders at the general meeting for approval:]</p> <p>Explanation. - In this sub-section,-</p> <ul style="list-style-type: none">(a) the expression "office or place of profit" means any office or place-	

(i) where such office or place is held by a director, if the director holding it receives from the company anything by way of remuneration over and above the remuneration to which he is entitled as director, by way of salary, fee, commission, perquisites, any rent-free accommodation, or otherwise;

(ii) where such office or place is held by an individual other than a director or by any firm, private company or other body corporate, if the individual, firm, private company or body corporate holding it receives from the company anything by way of remuneration, salary, fee, commission, perquisites, any rent-free accommodation, or otherwise;

(b) the expression "arm's length transaction" means a transaction between two related parties that is conducted as if they were unrelated, so that there is no conflict of interest.

(2) Every contract or arrangement entered into under sub-section (1) shall be referred to in the Board's report to the shareholders along with the justification for entering into such contract or arrangement.

(3) Where any contract or arrangement is entered into by a director or any other employee, without obtaining the consent of the Board or approval by a³[resolution] in the general meeting under sub-section (1) and if it is not ratified by the Board or, as the case may be, by the shareholders at a meeting within three months from the date on which such contract or arrangement was entered into, such contract or arrangement⁹[shall be voidable at the option of the Board or, as the case may be, of the shareholders] and if the contract or arrangement is with a related party to any director, or is authorised by any other director, the directors concerned shall indemnify the company against any loss incurred by it.

(4) Without prejudice to anything contained in sub-section (3), it shall be open to the company to proceed against a director or any other employee who had entered into such contract or arrangement in contravention of the provisions of this section for recovery of any loss sustained by it as a result of such contract or arrangement.

(5) Any director or any other employee of a company, who had entered into or authorised the contract or arrangement in violation of the provisions of this section shall, -

(i) in case of listed company, be punishable with imprisonment for a term which may extend to one year or with fine which shall not be less than twenty-five thousand rupees but which may extend to five lakh rupees, or with both; and

(ii) In case of any other company, be punishable with fine which shall not be less than twenty-five thousand rupees but which may extend to five lakh rupees.

Amendments

1. Substituted by Companies (Amendment) Act, 2015 and is effective from 29th May, 2015.

In sub-section (1), for the words "special resolution", at both the places where they occur, the word "resolution" shall be substituted;

2. Inserted by Companies (Amendment) Act, 2015 and is effective from 29th May, 2015.

3. Substituted by Companies (Amendment) Act, 2015 and is effective from 29th May, 2015.

In sub-section (3), for the words "special resolution", the word "resolution" shall be substituted.

4. Clarification related to Non- applicability of Section 188 to Corporate Reconstruction etc.
8. Inserted by The Companies (Amendment) Act, 2017 :- Amendment effective from 9th february 2018
9. Substituted by the Companies (Amendment) Act, 2017 :- Amendment effective from 9th february 2018

In section 188, in sub-section (3),

for the words "shall be voidable at the option of the Board"

the following words shall be substituted, namely :-

"shall be voidable at the option of the Board or, as the case may be, of the shareholders"

Exceptions/ Modifications/ Adaptations

5. In case of private company - Second proviso to Sub-section (1) of Section 188 shall not apply - Notification dated 5th june, 2015.
6. In case of Government company - First and second proviso to Sub- section (1) of Section 188 shall not apply to :-
- (a) a Government company in respect of contracts or arrangements entered into by it with any other Government company;
- (b) a Government company, other than a listed company, in respect of contracts or arrangements other than those referred to in clause (a), in case such company obtains approval of the Ministry or Department of the Central Government which is administratively in charge of the company, or, as the case may be, the State Government before entering into such contract or arrangement. - Notification dated 5th june, 2015.
7. In case of Specified IFSC Public Company - Second proviso to sub section (1) of section 188 shall not apply. - Notification Date 4th January, 2017

188条 関連当事者取引

- (1) いかなる会社も、取締役会決議により与えられた取締役会の承認がなければ、そして規則で別途定める条件のもとでなければ、関連当事者（※2条(76)で定義）との間で、以下に関する契約又は取り決めをしてはならない。
- (a) 物品や資材の販売、購入、供給
- (b) あらゆる種類の財産の売却、その他の処分、購入
- (c) あらゆる財産のリース
- (d) あらゆるサービスの利用、提供
- (e) 物品、資材、サービス、財産の購入又は販売のためのあらゆる代理人への任命
- (f) 当該関連当事者を、会社、その子会社又は関連会社における利得ある要職又は境遇に任命すること
- (g) 会社の有価証券又はその派生商品の購入を引き受けること

払込済資本金（※2条(64)で定義）が規則で別途定める金額以上の会社、又は取引額が規則で別途定める金額以上の場合は、かかる取引には株主総会決議（※特別決議）による会社の事前の承認を必要とする。

更に、会社のいかなるメンバー（※2条(55)で定義）も、その者が関連当事者である場合、会社と

の間で締結される契約又は取り決めに承認する株主総会決議に投票してはならない。

上記の第2の条件は、90%又はそれ以上のメンバーが、プロモーター（※2条(69)で定義）の親類（※2条(77)で定義）又は関連当事者である会社には適用されない。

また、本項の定めは、会社が通常の営業過程で締結した取引には適用されないものとする。但し、対等な関係でされたのではない（独立当事者間取引といえない）取引は除く。

第1に掲げられた条件（株主総会決議の必要）は、持株会社の完全所有子会社で、その収支計算が当該持株会社と統合され、定時株主総会での承認のために株主にも供されている会社と、当該持株会社との間で締結される取引には、適用されない。

説明 ～ 本項において、

- (a) 「利得ある要職又は境遇」とは、以下のようなあらゆる要職又は境遇を意味する。
 - (i) 取締役が会社から、報酬として、及び報酬を超えて取締役としての立場で給与、費用、手数料、特別手当、あらゆる家賃なしの居住その他を通じて、何らかの利得を得る場合、取締役としてのそのような要職又は境遇
 - (ii) 取締役以外の個人や、個人商店、民間会社、その他の法人が、そのような立場にあることで、会社から報酬、給与、費用、手数料、特別手当、あらゆる家賃なしの居住その他を通じて、何らかの利得を得る場合、そのような要職又は境遇
 - (b) 「独立当事者間取引」とは、関連当事者間においても、関連はなく利益相反がないものとして行われている取引を意味する。
- (2) 前項の規定のもと締結された各契約又は取り決めは、これらの締結を正当化する理由とともに、取締役会による株主への報告書に記載されなければならない。
- (3) (1)項に定める取締役会の同意又は株主総会決議による承認を得ることなく、取締役、その他従業員により契約又は取り決めがなされた場合で、取締役会がこれを承認せず、または当該締結から3か月以内に総会において株主がこれを承認しない時には、かかる契約又は取り決めは、取締役会又は株主によって取消すことができ、そしてかかる契約又は取り決めが取締役の関連当事者との間のもので、又は他の取締役により許可されていた場合には、これらの関係する取締役は、当該契約又は取り決めにより生じた損害について、会社に補填しなければならない。
- (4) 前項の規定は、会社が、本条に違反して契約又は取り決めをした取締役又はその他の従業員に対して、かかる契約又は取り決めの結果として生じた損害の賠償請求をすることを妨げない。
- (5) 本条に違反して契約又は取り決めをし又はこれを許可した取締役又はその他の従業員は、以下の刑に処せられる。
 - (i) 上場会社の場合、1年以下の懲役又は2万5000ルピー以上50万ルピー以下の罰金若しくはこれらの併科
 - (ii) その他の会社の場合、2万5000ルピー以上50万ルピー以下の罰金

(3) オンラインサービス（特に会社設立手続について）

また、インド企業省ホームページの「MCA SERVICES」では、会社に関する登録や申請の手続をオンラインで行えるサービスを提供している。

★MCA SERVICES

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/acquiredsc.html>

特に、会社設立手続について、設立の申請のために必要な各種の「書式」が、会社法規則によって定められているところ（The Companies (Incorporation) Rules,

2014 など)、かかる書式がオンラインでも用意されており、インターネット上で申請ができるようになっている。そして、後述のように、かかる「書式」は、簡易で迅速な手続を実現する観点から、修正も頻繁に行われている。

インドにおける会社の設立については、当然のことながら、英語への翻訳や、各種添付書類の取纏めの手間等の困難もあるところ、日本及びインドの多数の各法律事務所・会計事務所・コンサルタントなどは、設立手続代行のサービスを提供しており、かかるサービスを利用して会社設立を行うのが一般的であると、報告者も認識するに至っている。他方、インド政府によって、設立手続に関する情報は豊富に提供されており、且つ、より効率的な手続の提供が継続的に試みられているという実態も認められるのであり、設立に際して、自らこれらを検討する価値はあるものと考えられる。

なお、報告者が確認する限り、会社法規則の改正で新たな「書式」が作成された場合でも、これが直ちにインド企業省ホームページ上で利用できるようになるとは限らない（タイムラグがある）ようでもある。本報告書でも、以下の第2項では、本報告書作成時点において「MCA SERVICES」のページで提供されている書式について説明している。

(4) 新しい規制自体の把握

(2) で述べたとおり「eBook Companies Act, 2013」によれば、当該確認時点で有効となっている規制内容（改正等を反映したもの）が把握できるが、改正された内容そのもの、すなわち、未施行部分のどこが施行され、何が廃止され、何が追加されたのか等を、都度知ろうとする場合は、企業省のホームページの「ACTS & RULES」の「Companies Act」のうちの、「COMPANIES ACT, 2013: RULES, CIRCULARS, NOTIFICATIONS ETC.」の項目で、新たな規制の制定状況を確認することができる。

特に、新たな規則の制定である「RULES」、及び主として会社法の施行に関する告知である「NOTIFICATIONS」が重要であると思われる。

★COMPANIES ACT, 2013: RULES, CIRCULARS, NOTIFICATIONS ETC.
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companiesact2013.html>

また、これらのページを見ると、かなりの頻度で情報が更新されていることが確認できる。例えば、会社法規則（Rule）は2016年12月だけで6つ、2017年の1月から3月までの間でも3つが制定されていた。告知（Notification）についても、例えば2016年12月に会社法の248条乃至252条（会社登記局による会社名の抹消に関する規定）が施行に至ったことをはじめ、コンスタントになされている。

※【別紙ブログ記事24及び25「インドでは今や一日で会社が設立できる」
「オンラインの会社設立申請書がバージョンアップされました」もご参照下さい。】

2 会社の設立手続

(1) 概説

インドにおける会社設立に必要な申請手続の概要は、以下のようにまとめることができる。

- ① 手続の前提として、電子的申請に必要な電子署名の認証を申請する。
- ② 取締役になろうとする者の識別番号を取得を申請する。
- ③ 会社名の確保を申請する。
- ④ 会社設立の申請をする。

そこで、各申請について、以下に説明する。

なお、2017年1月30日、前述の2014年会社法（設立）規則（the Companies (Incorporation) Rules, 2014）が更に改正され、上記②③④についてこれらを一括して申請し、更に、従前は会社設立後に別途取得の手続をすることになっていた税務番号の取得まで同時に行うことができる書式（DIR-32 FORM）が導入されている。

★本報告書作成時点で企業省ホームページに掲載されている会社設立手続の説明。
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/stepstoformanewcompany.html>

★会社設立手続に使用する書式の説明。
http://www.mca.gov.in/MinistryV2/incorporation_company.html

(2) 電子署名認証（DSC: Digital Signature Certificate）

電子署名とは、電子的な書面申請をする際に用いられるべき署名で、企業省の電子申請サービスを利用する際に必要になる。よって、会社設立手続をする前提として、かかる電子署名の認証（DSC）を取得しなければならない。

DSCは、2000年情報技術法（The Information Technology Act, 2000）により、インド政府が指定する民間の認証業者（Certification Agencies）が発行することとされているため、これについては企業省のホームページから直接申請することはできず、民間の認証業者に直接申請を行う必要がある。申請の書式、費用、添付すべき書面も、個々の認証業者に直接問い合わせ確認することになる。

電子署名認証の取得に関する説明は、企業省の以下のページで確認できる。

★Obtain Digital Signature Certificate
<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/acquiredsc.html>

なお、申請の添付書面として、通常、身分証明書（パスポート等）の英訳が必要であり、また当該英訳について、日本の公証人役場での公証及び在日本インド大使館の認証が必要とされる。ちなみにこの大使館認証については、いわゆる認証不要条約に基づき、日本の外務省による付箋（「アポステイーユ」）による証明により代替することが可能である。

アポステイーユの申請書は以下の外務省のホームページでダウンロードできる。

★アポステイーユ申請書（外務省）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000550.html

(3) 取締役識別番号 (DIN: Digital Identification Number)

取締役識別番号 (DIN) とは、会社法により、全ての取締役に取得が義務付けられている番号である。

DIN の申請は企業省のホームページから、添付書類の提出も含めてオンラインで行える。申請の書式は「DIR-3 FORM」である。なお、本申請に際しても本人確認書類及びその英訳が必要で、英訳には(2)と同様の公証及び認証が必要になるようである。

電子署名認証の取得に関する説明は、企業省の以下のページで確認できる。

★Apply For Din

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/applyfordin.html>

DIN についての「よくある質問 (QA 集)」は以下のページにまとめられている。

★Faq On Din

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/dinprocess.html>

(4) 会社名の確保の申請 (Application for reservation of Name)

会社法上、会社名について、他の社名に非常に似ているもの・インド政府が望ましくないと考えるもの等は認められないと定められている(4条(2))。このため、設立の申請に先立ち、希望している会社名をつけられるかの審査が必要になる。

会社名の申請も、企業省のホームページから、添付書類の提出も含めてオンラインで行える。申請の書式は「DIR-1 FORM」である。主な記載事項は、希望する会社名、就任予定の取締役の情報((3)で取得したDINを含む)などとなっている。具体的な申請方法の説明、申請用の申請書は、企業省のホームページの「MCA SERVICES」の項目の内から「Company Forms Download」を選択し、「Incorporation services」の部分で、見つけることができる。

★Company Forms Download

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companyformsdownload.html>

(5) 会社設立の申請 (Application for incorporation of a company)

会社設立の申請も、企業省のホームページから、添付書類の提出も含めてオンラインで行える。申請の書式は複数にわかれている。添付書類については会社法に定めがある(7条(1))。

この点、添付書類には会社の定款も含まれるが、インドの定款は2部構成になっており、基本定款 (Memorandum of Association: MoA) と付属定款 (Articles of Association: AoA) とを作成する必要がある。

MoA (会社法4条) には商号、目的など会社の基本事項を、AoA (同5条) には会社組織の運営に関する取り決め等が記載されることになっているが、これらについても企業省のホームページにフォーマットが用意されており、MoA については穴埋的に項目を挿入することで、また AoA については雛形の記載内容をそのまま採用するかをチェックするだけでそれぞれ定款を完成できるようになっている。

会社設立の申請書式や定款の雛形も、(4)と同様に、企業省のホームページで「MCA SERVICES」の項目の内から「Company Forms Download」を選択し、「Incorporation services」の部分で見つけることができる。

かかる申請を受け、会社登記局 (Register of Companies) は、当該会社の設立証明書 (certificate of incorporation) を発行することになる (会社法 7 条 (2))。

(6) 【重要な制度導入】新しいオンラインサービス (2020年から)

インドにおけるウェブ手続も絶えず進化しており、2020年2月23日以降の会社設立については、以下に説明するとおり、ウェブ上の統合フォームである「スパイスプラス (SPICe+)」を利用することが義務的になっている。

SPICe+は、Simplified Proforma for Incorporating Company electronically Plus の略称で、文字どおり会社設立手続を電子的に行うためのフォーマットである。

「SPICe+」は Part A と Part B により構成され、Part A は会社名の確保について、Part B は会社設立及びそれに関係する手続にそれぞれ用いられる。

そして、2020年2月23日以降の会社設立については、会社名の予約は Part A を利用して行うべきことが義務化された。

また、Part B についても、会社設立手続自体に加えて、前述の DIN (取締役識別番号) の割り当て、PAN (Permanent Account Number ; 税務番号の1つ) の発行、プロフェッショナル税 (Profession Tax) の登録 (マハラシュトラ州、カルナタカ州、西ベンガル州に登録される会社のみ)、などについてこれが利用できるようになった。

のみならず、以下の事項については Part B を用いて手続をすることが義務的とされた。

- ・ EPFO (Employee Provident Found Organization ; 労働者積立基金機構) 及び ESIC (Empoyees' State Insurance Corporation ; 被雇用者国家保険機構) への登録。
- ・ 銀行口座の開設。

★Key features of SPICe+ for Greater Ease of Doing Business

<http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/IntitativesOfEODB.pdf>

なお、SPICe+の解説を中心とした「会社設立及び関係事項に関するよくある質問」のまとめも用意されており、日本企業の会社設立にも参考になると思われる。

★FAQs on Incorporation and Allied Matters

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SpicePlusFAQS_12032021.pdf

全87問が記載されており、SPICe+による申請に添付すべき書類 (第40問)、外国子会社の設立における注意点 (第78問) などが詳細に説明されている。

(7) 会社設立後

日本の場合と異なり、設立後に出資金の払い込みを行う。また、設立から30日以内に第1回の取締役会を開催しなければならない(173条(1))。

3 会社の運営(非公開会社について)

(1) 概説

会社法では、会社の種類として公開会社(public company)及び非公開会社(private company)が定められている。

この点、公開会社は相対的に規模が大きい会社が予定されているもので、インドで株式上場をしようとする場合は会社は公開会社である必要があるが、株主は7人必要であり、また非公開会社には適用されない(主としてコンプライアンスの観点からの)各種規制の対象ともなっている。

そうすると、上場を視野に入れないとすれば、日本企業がインドで会社を設立する場合、公開会社を選択する積極的な理由はないと考えられる。実際に、報告者がインドで訪問することができた、日本企業の出資によりインド会社法のもと設立された会社は、インドで上場していた1社をのぞき、全て非公開会社であった。

そこで、以下では非公開会社を念頭に、会社の運営にかかる諸機関について説明する。

(2) 会社の種類

非公開会社とは、付属定款(AoA)で以下のいずれもが規定されている会社をいう(2条(68))。

- ・ 株式の譲渡制限
- ・ 株主数を200人以下に限定する旨
- ・ 有価証券の公募禁止会社

なお、最低資本金の定めはないが、株主は最低2名必要である(3条(1)(b))。商号には「Private Limited」を含める必要がある(4条(1)(a))。

(3) 株主総会

定時株主総会は、毎年1回必ず開催される必要がある(96条(1))。

株主総会を開催するためには最低2人の出席が必要である(103(1)(b)条)。

普通決議は出席株主の過半数の賛成を必要とし、特別決議は、出席株主の75パーセント以上の賛成を必要とする。

なお、注意が必要と考えられるのは、決議は、原則として出席者の挙手で行われるところ(107条)、その場合は出席株主の「頭数」を基準に必要な賛成割合を判断するところである。議決権が支払済株式額に比例することについては47条に定めがあるが、これはあくまで「投票」の場合のことと規定されている。

もっとも、条文上、10%以上保有の株主から要求があれば、議決は投票で行うことになることとされており(その場合は議決権ベース)、また、「株主総会決議の方法は投票による」などと、予め定款で定めておくことも可能である。

(4) 取締役

取締役の数も2名以上必要である(149条(1)(a))。

留意すべき事項として、取締役のうち最低1名は、前の暦年に182日以上インドに滞在していた者としなければならない（居住取締役。149条(3)）。

なお、会社法には独立取締役（149条(4)）、女性取締役（149条(1)）の定めもあるが、非公開会社には適用されない。

(5) 取締役会

取締役会の開催には取締役自らが出席する必要があり、代理人を通じて出席することは認められていない。但し、ビデオ会議の方法によることは認められている（173条(2)）。また書面決議の制度もある。

取締役会は1年に最低4回開催しなければならない。定足数は取締役数の3分の1か2名の多い方である（174条(1)）。

(6) 監査役

全ての会社は最初の年次総会で監査役を選任しなければならない（139条(1)）。個人でも団体（firm）でもいい。

監査役は、会社の財務書類や会計帳簿が法の定める会計基準に従って作成されていることを確実にするために監査報告書を作成しなければならない（143条2項）。このように、監査役の職務は会計監査に限定されている。

(7) 内部監査役

非公開会社であっても、前会計年度において売上20億円以上又は負債10億円以上であった会社は、内部監査役（Internal Auditor）を選任して内部監査を実施しなければならない（138条(1)）。

(8) 会社秘書役（Company Secretary）

前述の1（2）で説明したとおり、非公開会社においても一定規模のものについては会社秘書役を選任する必要がある（203条）。会社秘書役とは、会社法その他会社に適用される規則の遵守状況を取締役会に報告するなど（205条(1)）、コンプライアンス体制を確保する役割を担う機関である。

(9) 委員会

非公開会社において設置の必要の可能性があるのは、CSR委員会である。日本では企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）の理解は多義的であるが、インドでは会社法135条にCSRの定めがある。

なお、委員会（Corporate Social Responsibility Committee）の設置を含め、具体的な内容（会社がしなければならないこと）は、本報告書の末尾に別紙2としてまとめているので、同資料を参照されたい。（これは、後述する、インドにおける日本企業の集まりの際に報告者の作成資料として配布したものである。）

**※【別紙ブログ記事26から30「インドでは今や一日で会社が設立できる」
「オンラインの会社設立申請書がバージョンアップされました」
「会社法関係法規は改正が続く～取締役会へのテレビ電話会議方式による出席に関する改正を題材に」等もご参照下さい】**